

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）734条1項において準用する法342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法735条1項において準用する法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年6月1日付けで行った、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）に係る平成28年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

土地は、農地改革以前に請求人の祖父が所有していた土地の一部であり、墓地に使用されていたが、周囲の土地は小作人に譲渡され、墓は、昭和の後半には本件土地から寺に移転した。これまでの経緯から、他人の土地に囲まれた現況となっており、利用価

値・財産価値の全くない土地に永続的に課税されることは、誤りである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年10月12日	諮問
平成28年11月29日	審議（第3回第4部会）
平成28年12月20日	審議（第4回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

- (1) 法343条1項によれば、固定資産税は、固定資産の所有者に課するものとされており、同条2項によれば、土地に対して課する固定資産税における上記所有者とは、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうものとされている。

そして、法702条1項及び2項により、都市計画税の課税標準についても同様とされている。

- (2) 法349条1項によれば、土地に対して課する固定資産税の課税標準は、原則として当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されたも

のとされており、法702条1項及び2項により、都市計画税の課税標準についても同様とされている。

そして、法432条1項によれば、固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、所定の期間内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができるとし、同条3項は、当該審査の申出ができる事項については、当該固定資産税の賦課についての審査請求において不服の理由とすることができない旨規定しており、法702条の8第2項により、都市計画税についても同様とされている。

- (3) 法359条によれば、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされており、法702条の6により、都市計画税についても同様とされている。

したがって、固定資産税等の課税客体、課税標準等の課税要件は、賦課期日現在の状況によって確定される。

- 2 これを本件についてみると、本件土地の登記簿には、請求人外3名が所有者として登記されていることが認められる。

ところで、本件土地の地目は、登記簿上は墓地となっており、法348条2項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない」とし、同項4号において「墓地」（墓地、埋葬等に関する法律における墓地と同意義であり、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けた区域をいうものと解されている（固定資産税務研究会編「固定資産税逐条解説」84頁参照）。）を掲げている。そして、法702条の2第2項により、都市計画税の非課税の範囲についても同様とされている。しかし、固定資産税等は、賦課期日における現況により課されるものであるところ、請求人によれば、本件土地はかつて墓地として使用されていた時期

があるものの、「昭和の後半には墓地・埋葬法による行政指導（略）により墓を寺に移転した」（本件審査請求書）のであり、本件賦課期日における本件土地の現況は、同号にいう墓地には当たらないことが明らかであるから、法348条2項及び702条の2第2項による非課税要件は満たさないものである。

そして、本件処分に係る本件土地の固定資産税等の課税標準及び税額は、平成28年度分の固定資産税等の賦課期日（平成28年1月1日。以下「本件賦課期日」という。）における現況に基づき、いずれも適正に算出されており、違算等は認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、利用価値・財産価値の全くない本件土地に永続的に課税されることは誤りである旨主張する。

しかし、土地に対する固定資産税は、土地の資産価値に着目し、その所有という事実には担税力を認めて課する一種の財産税であって、個々の土地の収益性の有無にかかわらず、その所有者に対して課するものであり（平成15年6月26日最高裁判所判決（最高裁判所民事判例集57巻6号723頁）参照）、都市計画税についても同様であると解せられるところ、本件処分が、本件賦課期日における本件土地の現況に基づき、その所有者の一人である請求人に対し、法令の定めに基づき適正に行われたものであると認められることは上記（2）のとおりであって、このことは、本件土地の収益性の有無によって左右されるものではないから、請求人の上記主張は、理由がない。

- 4 なお、請求人の上記（第3）の主張は、本件処分における税額の算出基礎となった本件土地の価格が、本来の利用価値・財産価値に見合わず、不当に高いものであるとの不服であると解する余地もある。

しかし、上記（1・2）のとおり、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、所定の期間内に固定資産評

価審査委員会に審査の申出をすることができ、当該審査の申出ができる事項については固定資産税等の賦課についての審査請求において不服の理由とすることができない。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）